

宮崎県公報

平成30年3月27日(火曜日)号外 第8号

호 癷 行

印 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 41,700円

目 次

○宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部

○後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する

○市町村立学校職員の給与等に関する条例及び県

条例………(病院局) 2

百

立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部

を改正する条例………………………(教育庁) 2

○宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例…… (監査事務局) 3

正する条例…………………(警察本部)3

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第27号)
 - 1 改正の理由及び主な内容 県立病院の分娩料の上限額を改めるため、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日 この条例は、平成30年7月1日から施行することとしました。
- ◎ 後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例(条例第28号)
 - 1 改正の理由及び主な内容 宮崎県産科専門医研修資金貸与条例の制定及び宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例の改正に伴い、所要の改正を行うこ ととしました。
 - 2 施行期日 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第29号)
 - 1 改正の理由及び主な内容

平成29年度の義務教育費国庫負担金の算定方法の見直し等を踏まえ、教員特殊業務手当の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

- ◎ 宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例(条例第30号)
 - 1 改正の理由及び主な内容

地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成30年4月1日から施行することとしました。

- ◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第31号)
 - 1 改正の理由及び主な内容

自動車保管場所証明通知申請手数料等の新設及び運転免許試験手数料等の見直しに伴い、所要の改正を行うこととしました

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成30年4月1日から施行することとしました。

伽

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成30年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第27号

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例(昭和41年宮崎県条例第44号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改正	E前					改正	E後	
另	表第2(第6条関	係)			別	表第	2 (第6条関	係)		
	料 金 等	単 位	金	額		米	斗 金 等	単 位	金	額
	[略]						[略]			
	3 分娩料	1児につき	20万円を超え	ない範囲内にお		3	分娩料	1児につき	<u>23万円</u> を超えた	ない範囲内にお
			いて管理者が	定める額					いて管理者が気	定める額
	[略]						[略]			
	[略]						[略]			

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成30年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第28号

後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例

後期研修医研修資金貸与条例(平成25年宮崎県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 改正後

(貸与の対象者)

第3条 後期研修医研修資金の貸与を受けることができる者は、初 | 第3条 後期研修医研修資金の貸与を受けることができる者は、初 期臨床研修を修了後、大学講座のうち管理者が定めるものに在籍 して後期臨床研修を受ける者で、後期研修医研修資金の貸与を受 ける期間を満了した後、県立日南病院又は県立延岡病院において 医師の業務に従事しようとするものとする。ただし、次に掲げる 者を除く。

- (1) [略]
- (2) 宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例(平成20年宮崎県 条例第25号)に基づき医師研修資金の貸与を受けている者又は 受けた者でその返還の免除の要件に該当しないもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、これらに類するものとして管 理者が定める者

(貸与の対象者)

- 期臨床研修を修了後、大学講座のうち管理者が定めるものに在籍 して後期臨床研修を受ける者で、後期研修医研修資金の貸与を受 ける期間を満了した後、県立日南病院又は県立延岡病院において 医師の業務に従事しようとするものとする。ただし、次に掲げる 者を除く。
 - (1) [略]
- (2) 宮崎県小児科専門医研修資金貸与条例(平成20年宮崎県条 例第25号)に基づき研修資金の貸与を受けている者又は受けた 者でその返還の免除の要件に該当しないもの
- (3) 宮崎県産科専門医研修資金貸与条例(平成30年宮崎県条例 第14号) に基づき研修資金の貸与を受けている者又は受けた者 でその返還の免除の要件に該当しないもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに類するものとして管 理者が定める者

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成30年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第29号

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(特殊勤務手当)	(特殊勤務手当)
第4条 [略]	第4条 [略]
2~4 [略]	2~4 [略]
5 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる	5 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる
額とする。	額とする。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) 前項第2号の業務 <u>4,250円</u>	(3) 前項第2号の業務 <u>5,100円</u>
(4) 前項第3号の業務 <u>4,250円</u>	(4) 前項第3号の業務 <u>5,100円</u>
(5) 前項第4号の業務 3,000円	(5) 前項第4号の業務 <u>のうち、従事した時間が3時間以上であ</u>
	<u>るもの</u> 3,000円
	(6) 前項第4号の業務のうち、従事した時間が2時間以上3時
	間未満であるもの 2,000円
6・7 [略]	6•7 [略]

(県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和34年宮崎県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する

火の表の改正則の欄に掲げる規正を同表の改正後の欄に掲げる規	正に下線で示すように改止する。
改正前	改正後
(教員特殊業務手当)	(教員特殊業務手当)
第5条 [略]	第5条 [略]
2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる	2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる
額とする。	額とする。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) 前項第2号の業務 <u>4,250円</u>	(3) 前項第2号の業務 <u>5,100円</u>
(4) 前項第3号の業務 <u>4,250円</u>	(4) 前項第3号の業務 <u>5,100円</u>
(5) 前項第4号の業務 3,000円	(5) 前項第4号の業務のうち、従事した時間が3時間以上であ
	<u>るもの</u> 3,000円
	(6) 前項第4号の業務のうち、従事した時間が2時間以上3時
	間未満であるもの 2,000円
<u>(6)</u> [略]	<u>(7)</u> [略]

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第30号

宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例

宮崎県監査委員条例(昭和39年宮崎県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(議員のうちから選任する監査委員の数)	(議員のうちから選任する監査委員の数)
第2条 法第 196条第1項の規定により、議員のうちから選任する	第2条 法第 196条第1項 <u>及び第6項</u> の規定により、議員のうちか
監査委員の数は、2人とする。	ら選任する監査委員の数は、2人とする。
(請求又は要求による監査)	(請求又は要求による監査)
第6条 法第75条第1項、法第98条第2項及び法第242条第1項の	第6条 法第75条第1項、法第98条第2項及び法第242条第1項の
規定による請求に基づく監査並びに法第 199条第6項及び第7項	規定による請求に基づく監査並びに法第 199条第6項及び第7項
、法第 235条の2第2項並びに法 <u>第 243条の2第3項</u> の規定によ	、法第 235条の2第2項並びに法 <u>第 243条の2の2第3項</u> の規定
る要求に基づく監査は、請求又は要求があった日から15日以内に	による要求に基づく監査は、請求又は要求があった日から15日以
始めるものとする。	内に始めるものとする。
#// D.I	

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成32年4月1日から施行する。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第31号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第40号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(手数料)

- 第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項並び に附則第2項及び第4項において「申請等」という。)により次 の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲 げる名称の手数料を納めなければならない。
 - (1)~(65)の2 [略]
 - (66) 道交法第 101条の3第1項ただし書の規定に基づく道路交 通法施行令(昭和35年政令第 270号)第37条の6に規定する講 習 特定任意講習手数料

(66)の2・(66)の3 [略]

(67) • (68) [略]

(69)~(69)の4 [略]

- (70) 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第 145号)<u>第4条第1項</u>の規定に基づく自動車の保管場所の<u>証明</u> の申請に対する審査 <u>自動車保管場所証明申請手数料</u>
- (71) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項(同法第7条第2項(同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定に基づく自動車の保管場所標章の交付 自動車保管場所標章交付手数料

 (72)
 [略]

 2~5
 [略]

別表第2(第3条関係)

	21 2140 4010						
手 数 料	×	分	単位	金	額	備	考
[略]							
7 警備			[略	2	,000円		
員指導]				
教育責							
任者資							
格者証							
書換え							
手数料							
[略]							
12 機械			[略	2	,000円		
警備業]				
務管理							

(手数料)

- 第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項並び に附則第2項及び第4項において「申請等」という。)により次 の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲 げる名称の手数料を納めなければならない。
 - (1)~(65)の2 [略]

<u>(66) • (66)の2</u> [略]

(67) • (68) [略]

- (68)の2 道交法第 108条の2第2項に規定する講習 特定任意 講習手数料
- (69)~(69)の4 [略]
- (70) 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第 145号)第4条第1項本文の規定に基づく自動車の保管場所の 証明書の交付の申請に対する審査 自動車保管場所証明書交付 申請手数料
- (71) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項ただ し書の規定に基づく自動車の保管場所の証明の通知に係る申請 に対する審査 自動車保管場所証明通知申請手数料
- (72) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項(同法第7条第2項(同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定に基づく自動車の保管場所標章の交付(同法第4条第1項ただし書の政令で定める通知を行ったときを除く。) 自動車保管場所標章交付手数料
- (73) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項の規定に基づく自動車の保管場所標章の交付(同法第4条第1項ただし書の政令で定める通知を行ったときに限る。) 自動車保管場所証明通知申請に係る保管場所標章交付手数料

<u>(74)</u> [略]

2~5 [略]

別表第2(第3条関係)

手 数 料	区	分	単位	金 額	備考
[略]					
7 警備			[略	1,800円	
員指導]		
教育責					
任者資					
格者証					
書換え					
手数料					
[昭]					
12 機械			[略	1,800円	
警備業]		
務管理					

		•	- 13 - 14							
者資格						者資格				
者証書						者証書				
換え手						換え手				
数料						数料				
[略]				1		[略]			T	
13の 4		[略	1,500円			13の 4		[略	1,600円	
探偵業]					探偵業]		
変更届						変更届				
出証明						出証明				
書交付						書交付				
手数料					-	手数料				
13の5		[略	1,000円			13の5		[略	1,100円	
探偵業						探偵業]		
届出証						届出証				
明書再						明書再				
交付手						交付手				
数料					-	数料				
[略]		L lin/2	11 0000			[略]		Lmp	0 0000	
18 風俗		[略	11,000円			18 風俗		[略	9,900円	
構造又						営業所構造又		1		
は設備						は設備				
変更承						変更承				
認申請						認申請				
手数料						手数料				
[略]					-	[略]				
20 特例		[略	15,000円	風営法第10	-	20 特例		[略	13,000円	風営法第10
風俗営				条の2第1		風俗営]		条の2第1
業者認				項の規定に		業者認				項の規定に
定申請				基づく特例		定申請				基づく特例
手数料				風俗営業者		手数料				風俗営業者
				の認定の申						の認定の申
				請を行う者						請を行う者
				が同時に他						が同時に他
				の同項の規						の同項の規
				定に基づく						定に基づく
				認定を受け						認定を受け
				ようとする						ようとする
				場合におけ						場合におけ
				る当該他の						る当該他の
				同項の規定						同項の規定
				に基づく認						に基づく認
				定の申請に						定の申請に
				係る手数料						係る手数料
				の額は、 <u>1</u>						の額は、 <u>10</u>
				万 1,700円						<u>,000円</u> とす
				とする。						る。
[略]				l.	1	[略]			1	-
27の 5	[略]			1 許可の	1	27の5	[昭各]			1 許可の
特定遊				申請を行		特定遊				申請を行
興飲食				う者が同		興飲食				う者が同
店営業				時に他の		店営業				時に他の
										風営法第
許可申				風営法第	1 1 1	許可申				

料		の規定に		料				の規定に
		基づく許						基づく許
		可の申請						可の申請
		を行う場						を行う場
		合におけ						合におけ
		る当該他						る当該他
		の同条の						の同条の
		規定に基						規定に基
		づく許可						づく許可
		の申請に						の申請に
		係る手数						係る手数
		料の額は						料の額は
		、それぞ						、それぞ
		れ金額の						れ金額の
		欄に定め						欄に定め
		る額から						る額から
		8,000円						8,700円
		を減じた						を減じた
		額とする						額とする
		0						0
		2 [略]						2 [略]
[略]				[略]				
28 質屋	[略 25,000円		2	88 質屋		[略	22,000円	
営業許]			営業許]		
可申請				可申請				
手数料				手数料				
[略]				[略]				
39 国際	[昭各]	銃刀法第6	5	19 国際		[略]		銃刀法第6
競技に		条第1項の		競技に				条第1項の
参加す		規定に基づ		参加す				規定に基づ
る外国		く許可の申		る外国				く許可の申
人に対		請を行う者		人に対				請を行う者
する銃		が同時に他		する銃				が同時に他
砲又は		の同項の規		砲又は				の同項の規
刀剣類		定に基づく		刀剣類				定に基づく
所持許		許可の申請		所持許				許可の申請
可申請		を行う場合		可申請				を行う場合
手数料		における当		手数料				における当
2 2011		該他の同項		2 20/TT				該他の同項
		の規定に基						の規定に基
		づく許可の						づく許可の
								申請に係る
		申請に係る						
		手数料の額						手数料の額
		は、1,600						tt, 1,800
Emt-3		円とする。		r				<u>円</u> とする。
[略]				[略]	I			1
41 銃砲	[略 <u>2,200円</u>		4	11 銃砲		[略	1,900円	
又は刀]			又は刀]		
剣類所				剣類所				
持許可				持許可				
証再交				証再交				
付手数				付手数				
			1 1					I
料				料				

45 1.44			0 400			4E 1M-		E mts	0.1000	
45 火薬		[略	2,400円			45 火薬		[略	2,100円	
類運搬						類運搬]		
証明書						証明書				
交付手						交付手				
数料						数料				
[略]	T					[略]	I			
50 核燃		[略	4,600円			50 核燃		[略	5,400円	
料物質]				料物質				
等運搬						等運搬				
証明書						証明書				
書換え						書換え				
手数料					1	手数料				
[略]	1		Г			[略]				
53の 6		[略	2,000円			53の6		[略	1,800円	
駐車監]				駐車監]		
視員資						視員資				
格者証						格者証				
再交付						再交付				
手数料						手数料				
[略]						[略]				
56 運転	大型自動車免許、中型自動	[略	1,600円			56 運転	大型自動車免許、中型自動	[略	1,550円	
免許試	車免許又は準中型自動車免]				免許試	車免許又は準中型自動車免]		
験手数	許に係る試験(道交法第97					験手数	許に係る試験(道交法第97			
料	条の2第1項第1号又は第					料	条の2第1項第1号又は第			
	2号に該当して同項の規定						2号に該当して同項の規定			
	の適用を受ける場合に限る						の適用を受ける場合に限る			
	。)						。)			
	[略]						[昭]			
	大型自動車免許、中型自動	同	4,400円	道交法第97			大型自動車免許、中型自動	同	4,100円	道交法第97
	車免許又は準中型自動車免			条第1項第			車免許又は準中型自動車免			条第1項第
	許に係る試験(道交法第97			2号に掲げ			許に係る試験(道交法第97			2号に掲げ
	条の2第1項の規定の適用			る事項につ			条の2第1項の規定の適用			る事項につ
	を受けない場合に限る。)			いて行う試			を受けない場合に限る。)			いて行う試
				験を公安委						験_(以下「
				員会が提供						技能試験」
				する自動車						<u>という。)</u>
				を使用して						を公安委員
				受ける場合						会が提供す
				にあっては						る自動車 <u>(</u>
				、7,050円						<u>以下「試験</u>
				とする。						車」という
	1									<u>。)</u> を使用
					1 1	1	l .	1		
										して受ける
										場合にあっ
										場合にあっ
										場合にあっ ては、 <u>6,6</u> <u>00円</u> とする
	[路谷]				-		[8]			場合にあっ ては、 <u>6,6</u>
		同	1.850円		-				1.900円	場合にあっ ては、 <u>6,6</u> <u>00円</u> とする
	普通自動車免許に係る試験	同	1,850円		-		普通自動車免許に係る試験	同	1,900円	場合にあっ ては、 <u>6,6</u> <u>00円</u> とする
	普通自動車免許に係る試験 (道交法第97条の2第1項	同	1,850円				普通自動車免許に係る試験 (道交法第97条の2第1項	同	1,900円	場合にあっ ては、 <u>6,6</u> <u>00円</u> とする
	普通自動車免許に係る試験 (道交法第97条の2第1項 第3号又は第5号に該当し	同	1.850円				普通自動車免許に係る試験 (道交法第97条の2第1項 第3号又は第5号に該当し	i i	1,900円	場合にあっ ては、 <u>6,6</u> <u>00円</u> とする
	普通自動車免許に係る試験 (道交法第97条の2第1項	同	1,850円				普通自動車免許に係る試験 (道交法第97条の2第1項	同	1,900円	場合にあっ ては、 <u>6,6</u> <u>00円</u> とする

平成 30 年 3 月 27 日 (火曜日) 号外 第 8 号

宮崎県公報

の東京の連用を受けない場合に限る。) 2位 単型	00 1 0), -, - () () E	., .	77 75 0			PJ	<u> х д ж</u>			
金田原元 公民日2日 公民日2	(道交	ど法第97条の2第1項			条第1項第			(道交法第97条の2第1項			試験車を使
中央	の規定	E の適用を受けない場			<u>2号に掲げ</u>			の規定の適用を受けない場			用して受け
整全企業を 出企機能 1.2 (原動性 を使用して 受ける場合 1.2 (原動性 を使用して 受ける場合 2.3 (原動性 を使用して (原動性 を使用) (原動性 を使	合に限	見 る。)			る事項につ			合に限る。)			る場合にあ
株会が影響 主会自動性					いて行う試						っては、 🧧
本の日本					験を公安委						<u>, 350円</u> とす
大型自動性の関係の対象の2階 日 上型四 上型四 大型自動性の関係の関係を対する。 日 上型四 大型自動性の関係を対する。 日 上型四 日 上型四 大型自動性の関係を対する。 日 工型日 上型田 工型日 工型日 工型日 工程 工程 工工型日 工程 工程 工程 工程 工工型日 工程 工程 工程 工程 工程 工程 工程 工											る。
佐田					する自動車						
現代											
(報)											
(項)											
後年											
(版] 特定第一種製作的に対した 日 2.500円 盗女法的女 日 2.500円 公本法的 日 2.500円 公本公共 日 2.500円 公本法的 日 2.500円 公本法的 日 2.500円 公本公共 日 2.500円 2.500円 日 2											
特定所一種運転免許又は大		-			とする。						
基準性の										I	I
しくは発引第三種免許に係る試験(建交法第97条の2 第 1項の規定の適用を受けて受ける場合に限る。) 立ちらい (1 2 3 1 3 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	特定第	三一種運転免許又は大	同	2,950円	道交法第97				同	2,600円	技能試験
本部					条第1項第						試験車を
第1項の規定の適用を受け ない場合に限る。) 1項の規定の適用を受け ない場合に限る。) 1項の担定 2を提出して 受ける場合 にあっては 、 4.500円 とする。 200円 とする。 200円 とする。 3 項の規定の適用を受ける場合 にあっては 入土型自動車第二種免許に係る試験(通ど法部の落め2部) 項の規定の適用を受ける場合に限る。) 1項の規定の適用を受ける場合に限る。) 1項第2号に該当して同項 の規定の適用を受ける場合に限る。) 1項の規定の適用を受ける場合に限る。 1項の規定の適用を受ける場合に限る。 1項の規定の適用を受ける場合に限る。 1項の規定の適用を受ける場合に限る。 1項の規定の適用を受ける は対しの規定の適用を受ける は対しの規定の適用を受ける は対して限る。 1項の規定の適用を受ける は対しな対して限る。 1項の規定の適用を受ける は対して限る。 1項の規定の適用を受ける は対しな対しな対して限る。 1項の規定の適用を受ける は対しな対しな対しな対しな対しな対して限る。 1項の規定の適用を受ける は対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対しな対	しくは	*牽引第二種免許に係			2号に掲げ			しくは牽引第二種免許に係			用して受
全の場合に限る。) 整を全空を 担金が適性 主を加重を使用して 受ける場合にあっては 、 生気の田 上 25 担重 上 25 且 25	る試験	(道交法第97条の2			る事項につ			る試験(道交法第97条の2			る場合に
日金が現代 する日動車 を使用して 受ける場合にあっては	第1項	質の規定の適用を受け			いて行う試			第1項の規定の適用を受け			っては、
大型自動車第二種免許、は原 1.550円 1.750円 1	ない場	詩合に限る。)			験を公安委			ない場合に限る。)			<u>,050円</u> と
小型特殊自動車免許又は原 同					員会が提供						る。
					<u>する自動車</u>						
「あっては					を使用して						
、 4.500円 とする。					受ける場合						
・ 1.500円 とする。											
上する。											
小型特殊自動車免許又は原 動機付自転車免許に係る試 競 (道交法第97条の2第1 項の規定の適用を受ける場 合に限る。) [略] 大型自動車第二種免許、中 型自動車第二種免許、中 型自動車第二種免許、中 型自動車第二種免許の条の2第 1項第2号に該当して同項 の規定の適用を受ける場合 に限る。) [略] 大型自動車第二種免許、中 型自動車第二種免許、(第 30分と 30分と 30分と 30分と 30分と 30分と 30分と 30分と											
動機付自転車免許に係る試験 (道交法等97条の2第1項の規定の適用を受ける場合に限る。) [略] 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許に係る試験 (道交法等97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。) [略] 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許に係る 試験 (道交法等97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。) [略] 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、中間型自動車第二種免許、中間可能の規定の適用を受ける場合に限る。) [略] 大型自動車第二種免許、中間可能で表達1項第2回車等1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。) [略] 大型自動車第二種免許、中間可能で表達1項第2回車等1項第2字では表達2号に掲げる場合に限る。) [略] 大型自動車第二種免許、中間可能が表達2号に掲げる場所を表達2号に関する場所を表達2号に関する。 「略] 大型自動車第二種免許に係る 試験 (道交法等97条の2第 1項の規定の適用を受けない場合に限る。)	小刑帖	経の発生を	EI .	1 850⊞	C 9 00			小刑性砕白動車免許▽は同		1 0000	
験 (道交法第7条の2第1 項の規定の適用を受ける場合に限る。) 類の規定の適用を受ける場合に限る。) (略] 「略] 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許(係る試験 (道交法第7条の2第 1 項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。) 同類第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。) 「略] (略] 「本質自動車第二種免許(第 2 表第 1 項第 2 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。) 同類第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。) (略] 大型自動車第二種免許(第 2 表第 1 項第 2 号に該当 2 目動車第二種免許(第 2 表第 1 項第 2 号に該当 2 目動車第二種免許(第 2 表第 1 項第 2 号に該当 2 目動車第二種免許(第 2 表8 2 表			IHJ	1,000					III)	1,500	
項の規定の適用を受ける場合に限る。) 「略] 大型自動車第二種免許、中 型自動車第二種免許(基) 「取第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。) 「略] 大型自動車第二種免許(基) 「取第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。) 「略] 大型自動車第二種免許、中 型自動車第二種免許、中 型自動車第二種免許(基) 通自動車第二種免許(基) 通自動車第二種免許(基) 通自動車第二種免許(基) 通自動車第二種免許(基) 通自動車第二種免許(基) 通自動車第二種免許(基) 通自動車第二種免許(基) 通自動車第二種免許(基) 「略] 大型自動車第二種免許(基) 通自動車第二種免許(基) 通校法第97条の2第 1項の規定の適用を受けない場合に限る。) 「略] 大型自動車第二種免許(基) 通自動車第二種免許(基) 通校法第97条の2第 1項の規定の適用を受けない場合に限る。) 「成] 大型自動車第二種免許(基) 「成]											
合に限る。) (略)											
「略]											
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許に係る 1,700円 2,700円 2,70	合に限	そる。)				_					
型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る 試験(道交法第97条の2第 1項第2号に該当して同項 の規定の適用を受ける場合 に限る。) [略] 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る 試験(道交法第97条の2第 1項の規定の適用を受けない場合に限る。) 「取るの規定の適用を受けない場合に限る。) 「取ると変素」 「項の規定の適用を受けない場合に限る。) 「取ると変素」 「ないて行う試験を企業を受する場合にあっては、7,650円としまっては、7,650円のは、7,650円としまっては、7,650円のは、7,650円のは、7,650円のは、7,650円のは、7,650円としまっては、7,650円のは、7,65	[略	§]								1	
通自動車第二種免許に係る 試験(道交法第97条の2第 1 項第2号に該当して同項 の規定の適用を受ける場合 に限る。) [略] 大型自動車第二種免許、中 型自動車第二種免許、中 型自動車第二種免許に係る 試験(道交法第97 2号に掲げ 通自動車第二種免許に係る 試験(道交法第97条の2第 1 項の規定の適用を受けな い場合に限る。) 「取の規定の適用を受けな い場合に限る。) 「取り規定の適用を受けな い場合に限る。) 「取り規定の適用を受けな い場合に限る。) 「取り規定の適用を受けな い場合に限る。) 「取り規定の適用を受けな い場合に限る。) 「取り規定の適用を受けな い場合に限る。) 「取り規定の適用を受けな い場合に限る。) 「取り表定の適用を受けな い場合に限る。) 「取り表定の適用を受けな い場合に限る。) 「取り表定の適用を受けな い場合に限る。) 「取り表定の適用を受けな い場合に限る。) 「取り表定の適用を受けな い場合に限る。) 「取り表定の適用を受けな い場合に限る。) 「ない場合に限る。)	大型自	目動車第二種免許、中	同	1,750円				大型自動車第二種免許、中	同	1,700円	
試験(道交法第97条の2第 1項第2号に該当して同項 の規定の適用を受ける場合 に限る。) [略] 大型自動車第二種免許、中 型自動車第二種免許、中 型自動車第二種免許に係る 試験(道交法第97条の2第 1項の規定の適用を受けない場合に限る。) (本 550円 2号に掲げ 返算 1 項第2号に該当して同項 の規定の適用を受ける場合 に限る。) [略] 大型自動車第二種免許、中 型自動車第二種免許に係る 試験(道交法第97条の2第 1項の規定の適用を受けない場合に限る。) (本 550円 2 2号に掲げ を第1項第 2号に掲げ と 5事項につ いて行う試 験を公安委 員会が提供 する自動車 を使用して 受ける場合 にあっては 、 7,650円	型自動	助車第二種免許又は普						型自動車第二種免許又は普			
1 項第 2 号に該当して同項 の規定の適用を受ける場合 に限る。) [略] 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る 記験(道交法第97条の2第 1 項の規定の適用を受けない場合に限る。) 「地場合に限る。) 「地場合に限る。) 1 項第 2 号に該当して同項 の規定の適用を受ける場合 に限る。) 「略] 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許で係る 試験(道交法第97条の2第 1 項の規定の適用を受けない場合に限る。) 1 項の規定の適用を受けない場合に限る。)	通自動	助車第二種免許に係る						通自動車第二種免許に係る			
の規定の適用を受ける場合 に限る。) 「略] 大型自動車第二種免許、中 型自動車第二種免許、保る 適自動車第二種免許に係る 試験(道交法第97条の2第 1項の規定の適用を受けな いて行う試 い場合に限る。) 「略] 大型自動車第二種免許、中 型自動車第二種免許、保る 試験(道交法第97条の2第 1項の規定の適用を受けな いて行う試 い場合に限る。) 「略] 大型自動車第二種免許、中 型自動車第二種免許、保る 試験(道交法第97条の2第 1項の規定の適用を受けな いて行う試 い場合に限る。) 「略] 大型自動車第二種免許、中 型自動車第二種免許、保る は験(道交法第97条の2第 1項の規定の適用を受けな いて行う試 い場合に限る。) 「あっては、、7,650円と 」 ある。 「あっては、、7,650円と 」 「ない場合に限る。) 「ない場合に限る。)	試験((道交法第97条の2第						試験(道交法第97条の2第			
に限る。) 「略] 大型自動車第二種免許、中 型自動車第二種免許又は普 通自動車第二種免許に係る 試験(道交法第97条の2第 1項の規定の適用を受けない場合に限る。) に限る。) 大型自動車第二種免許、中 型自動車第二種免許又は普 通自動車第二種免許に係る 試験(道交法第97条の2第 1項の規定の適用を受けない場合に限る。) 近交法第97条の2第 1項の規定の適用を受けない場合に限る。) に限る。) 大型自動車第二種免許、中 型自動車第二種免許と係る 試験(道交法第97条の2第 1項の規定の適用を受けない場合に限る。) 近交法第97条の2第 1項の規定の適用を受けない場合に限る。) 近交法第97条の2第 1項の規定の適用を受けない場合に限る。)	1項第	第2号に該当して同項						1項第2号に該当して同項			
[略] 大型自動車第二種免許、中 型自動車第二種免許又は普 通自動車第二種免許又は普 通自動車第二種免許に係る 試験(道交法第97条の2第 1項の規定の適用を受けな い場合に限る。) 「略] 大型自動車第二種免許又は普 通自動車第二種免許又は普 通自動車第二種免許に係る 試験(道交法第97条の2第 1項の規定の適用を受けな い場合に限る。) 「略] 大型自動車第二種免許、中 型自動車第二種免許又は普 通自動車第二種免許に係る 対容は にあっては、 にあっては、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	の規定	官の適用を受ける場合						の規定の適用を受ける場合			
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る 通自動車第二種免許に係る 試験(道交法第97条の2第 1項の規定の適用を受けない場合に限る。) 2号に掲げ る事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,650円 1項の規定の適用を受けない場合に限る。) 1項の規定の適用を受けない場合に限る。) 1項の規定の適用を受けない場合に限る。)	に限る	3。)						に限る。)			
型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る 試験(道交法第97条の2第 1項の規定の適用を受けない場合に限る。) 本部	[略	§]]		[略]			
通自動車第二種免許に係る 2号に掲げ 通自動車第二種免許に係る 試験(道交法第97条の2第 る場面につ 試験(道交法第97条の2第 る場合に っては、いて行う試 り場合に限る。) り場合に限る。) ・のでは、い場合に限る。) ・のでは、い場合に限る。) この場合に この場合に この場合に この場合に この場合に このののでは、 こののでは このでは こののでは このでは この	大型自	目動車第二種免許、中	同	<u>4,550円</u>	道交法第97	1		大型自動車第二種免許、中	同	4,800円	技能試験
通自動車第二種免許に係る 2号に掲げ 通自動車第二種免許に係る 試験(道交法第97条の2第 る場面につ 試験(道交法第97条の2第 る場合に っては、い場合に限る。) っては、、 650円と っては、 7,650円 る。 の場合に限る。) この場合に限る。) この場合にあるでは、によるに限る。) この場合に限る。) この場合に関る。) この場合に限る。) この場合	型自動	動車第二種免許又は普			条第1項第			型自動車第二種免許又は普			試験車を
試験(道交法第97条の2第 1項の規定の適用を受けない場合に限る。) 試験(道交法第97条の2第 1項の規定の適用を受けない場合に限る。) 最を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,650円 で使用して表して、7,650円	通自動	助車第二種免許に係る			2号に掲げ			通自動車第二種免許に係る			用して受
1項の規定の適用を受けない場合に限る。) いて行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,650円 1項の規定の適用を受けない場合に限る。) っては、,650円とある。)											る場合に
い場合に限る。) 験を公安委 <u>員会が提供</u> する自動車 を使用して 受ける場合 にあっては 、7,650円											
直会が提供 する自動車 を使用して 受ける場合 にあっては 、7,650円											
<u>する自動車</u> を使用して 受ける場合 にあっては 、 7,650円	1 200	1 - FA ≥ 0 /						· 2011=14(20)			
を使用して 受ける場合 にあっては 、 7,650円											ಾಂ
受ける場合 にあっては 、 7,650円											
にあっては、7,650円											
、7,650円					受ける場合						
					にあっては						
とする。					、7,650円						
	i				とする。						

	TO SERVE AS SERVED SERV		0.050				ICNE to the second second			LL Mr - hm - :
	仮運転免許に係る試験(道	同	2,850円	道交法第97			仮運転免許に係る試験(道	同	2,900円	技能試験を
	交法第97条の2第1項の規			条第1項第			交法第97条の2第1項の規			試験車を使
	定の適用を受けない場合に			<u>2号に掲げ</u>			定の適用を受けない場合に			用して受け
	限る。)			る事項につ			限る。)			る場合にあ
				いて行う試						っては、 <u>4</u>
				<u>験</u> を <u>公安委</u>						<u>,350円</u> とす
				員会が提供						る。
				する自動車						
				を使用して						
				受ける場合						
				にあっては						
				、4,400円						
				とする。	-					- h = 6 - b = 1 - b = 1
56の2	大型自動車仮運転免許、中	[略	4,050円	公安委員会		56の2	大型自動車仮運転免許、中	[略	3,900円	試験車を使
運転技	型自動車仮運転免許又は準]		が提供する		運転技	型自動車仮運転免許又は準]		用して受け
能検査	中型自動車仮運転免許を受			<u>自動車</u> を使		能検査	中型自動車仮運転免許を受			る場合にあ
手数料	けている者に対する道交法			用して受け		手数料	けている者に対する道交法			っては、 <u>6</u>
	第89条第3項の規定による			る場合にあ			第89条第3項の規定による			<u>,400円</u> とす
	検査			っては、 <u>6</u>			検査			る。
				<u>,700円</u> とす						
				る。						
	普通自動車仮運転免許を受	同	3,850円	公安委員会	1		普通自動車仮運転免許を受	同	3,750円	試験車を使
	けている者に対する道交法			が提供する			けている者に対する道交法			用して受け
	第89条第3項の規定による			自動車を使			第89条第3項の規定による			る場合にあ
	検査			用して受け			検査			
	快旦						快宜			っては、4
				る場合にあ						<u>,550円</u> とす
				っては、 <u>4</u>						る。
				<u>,750円</u> とす						
				る。						
57 審査		[IIIA	1,450円	公安委員会		57 審査		[略	1,400円	<u>試験車</u> を使
手数料]		が提供する		手数料]		用して受け
				<u>自動車</u> を使						る場合にあ
				用して受け						っては、 <u>2</u>
				る場合にあ						<u>,850円</u> とす
				っては、 <u>3</u>						る。
				,000円とす						
				3.						
58 運転	[照各]					58 運転	[
免許証	1				-				4.450	
7601 BL	仮運転免許に係る免許証	同	1,100円			免許証	仮運転免許に係る免許証	司	1,150円	
交付手	仮運転免許に係る免許証	同	1,100円			免許証 交付手	仮運転免許に係る免許証	同	<u>1,150円</u>	
交付手	仮運転免許に係る免許証	司	1,100円			交付手	仮運転免許に係る免許証	同	1,150円	
交付手 数料		同	1,100円		_	交付手 数料		同	<u>1,150円</u>	
交付手 数料 59 運転	[明各]				-	交付手 数料 59 運転	[88]			
交付手 数料 59 運転 免許証		同同	1,100円		-	交付手 数料 59 運転 免許証		同同同	1,150円	
交付手 数料 59 運転 免許証 再交付	[明各]				-	交付手 数料 59 運転 免許証 再交付	[88]			
交付手 数料 59 運転 免許証 再交付 手数料	[明各]	同	1,100円		-	交付手 数料 59 運転 免許証 再交付 手数料	[88]	同	1,150円	
交付手 数料 59 運転 免許証 再交付 手数料	[明各]				-	交付手 数料 59 運転 免許証 再交付 手数料 59の2	[88]	同		
交付手 数料 59 運転 免許証 再交付 手数料	[明各]	同	1,100円		-	交付手 数料 59 運転 免許証 再交付 手数料	[88]	同	1,150円	
交付手 数料 59 運転 免許証 再交付 手数料	[明各]	同	1,100円			交付手 数料 59 運転 免許証 再交付 手数料 59の2	[88]	同	1,150円	
交付手 数料 59 運転 免許証 再交付 手数料 59の2 道交法	[明各]	同	1,100円			交付手 数料 59 運転 免許証 再交付 手数料 59の2 道交法	[88]	同	1,150円	
交付手数料 59 運転 免許証 再交付 手数料 59 0 2 道交法 に基づ	[明各]	同	1,100円			交付手 数料 59 運転 免許証 再交付 手数料 59の2 道交法 に基づ	[88]	同	1,150円	
交付手数料 59 運転 免許証 再交付 手数料 59の2 道交法 に基づ く認知	[明各]	同	1,100円			交付手 数料 59 運転 免許証 再交付 手数料 59の2 道交法 に基づ く認知	[88]	同	1,150円	
交付手数料 59 運転 免許証 再交付 手数料 59 0 2 道で基づ く 認知 機能検 査手数	[明各]	同	1,100円			交付手 数料 59 運転 免許証 再交付 手数料 59の2 道 英 法 ば る く 認 知 機能 数	[88]	同	1,150円	
交付手数料 59 運転 免許証 再交付 手数料 59 0 2 道交法 に基知 機能検	[明各]	同	1,100円			交付手 数料 59 運転 免許証 再交付 手数料 59の2 道交法 く認知 機能検	[88]	同	1,150円	自動車安全

平成 30 年 3 月 27 日 (火曜日) 号外 第 8 号

宮崎県公報

1 /20 00	1 0 7, 2, 1 00 2		777 777 0			7	ハ ム	TIX			
能検査		<u></u>				能検査					-が行う道
員講習						員講習					交法第97条
手数料						手数料					の2第1項
											第3号イ、
											第 101条の
											4第2項又
											は第 101条
											の7第3項
											の認知機能
											検査の実施
											に必要な知
											識に関する
											研修又は講
											習で公安委
											員会が定め
											るものを受
											講した者に
											対する講習
											にあっては
											、800円と
											<u>する。</u>
60 技能		[略	1,100円		1	60 技能			[略	1,150円	
検定員]				検定員]		
資格者						資格者					
証交付						証交付					
手数料						手数料					
- 子奴科 61 技能	→刑 白 動声 4 . → 刑 白 利	Γ m/σ	99 1000	世紀松中里		- 子 数 科 - 61 技能	十刑 户 動市卒士	山利 白梨	Γ m/σ	99 4000	tt4k4c-
検定員	大型自動車免許、中型自動車免許を対象を	[略	23, 100円	技能検定員		検定員	大型自動車免許、「		[略	23,400円	技能検定員
	車免許又は準中型自動車免]		審査を受け			車免許又は準中型]		審査を受け
審査手	許に係る道交法第99条の2			ようとする		審査手	許に係る道交法第				ようとする
数料	第4項第1号イの規定によ			者が付表1		数料	第4項第1号イの				者が付表1
	る審査(以下「技能検定員			の左欄に掲			る審査(以下「技	能検定員			の左欄に掲
	審査」という。)			げる審査細			審査」という。)				げる審査細
	普通自動車免許に係る技能	同	19,650円	目について			普通自動車免許に	係る技能	同	19,500円	目について
	検定員審査			の審査を免			検定員審査				の審査を免
	特定第一種運転免許に係る	同	14,500円	除される者			特定第一種運転免	許に係る	同	14,700円	除される者
	技能検定員審査			である場合			技能検定員審査				である場合
	大型自動車第二種免許、中	同	21,700円	にあっては			大型自動車第二種	免許、中	同	21,500円	にあっては
	型自動車第二種免許又は普			、 <u>付表1の</u>			型自動車第二種免	許又は普			、 <u>同欄</u> に掲
	通自動車第二種免許に係る			<u>左欄</u> に掲げ			通自動車第二種免	許に係る			げる審査細
	技能検定員審査で、これら			る審査細目			技能検定員審査で	、これら			目の区分に
	の免許に対応する第一種運			の区分に応			の免許に対応する				応じて、金
	転免許に係る技能検定員資			じて、金額			転免許に係る技能				額の欄に定
	格者証の交付を受けている			の欄に定め			格者証の交付を受				める額から
	者に対するもの(以下「大						格白証の文刊を文 者に対するもの(
				る額から付							同表の右欄
	型自動車第二種免許等に係			表1の右欄			型自動車第二種免				に定める額
	る技能検定員審査」という			に定める額			る技能検定員審査	」という			を減じた額
	。)			を減じた額			。)				とする。
				とする。							
	i contraction of the contraction	[略	1,100円			62 教習			[略	1,150円	
62 教習		L mg				指導員]		
62 教習 指導員]			1 1	旧寺具					
						資格者					
指導員											
指導員 資格者						資格者					

宮崎県公報 平成30年3月27日(火曜日)

号外

第 8 号

指導員 車免許又は進中型白動車免 審査を受け 指導員 車免許又は準中型自動車免 審査を受け 許に係る道交法第99条の3 ようとする 審查手 審查手 許に係る道交法第99条の3 ようとする 数料 第4項第1号イの規定によ 者が付表2 数料 第4項第1号イの規定によ 者が付表2 る審査(以下「教習指導員 の左欄に掲 る審査(以下「教習指導員 の左欄に掲 審査」という。) 審査」という。) げる審査細 げる審査細 目について 目について 普通自動車免許に係る教習 同 11,800円 普通自動車免許に係る教習 同 11,850円 の審査を免 の審査を免 指導員審査 指導員審査 特定第一種運転免許に係る 同 除される者 特定第一種運転免許に係る 同 除される者 9,400円 9,650円 教習指導員審査 である場合 教習指導員審査 である場合 にあっては にあっては 大型自動車第二種免許、中 同 12,750円 大型自動車第二種免許、中 同 12,450円 型自動車第二種免許又は普 、付表2の 型自動車第二種免許又は普 、<u>同欄</u>に掲 げる審査細 通自動車第二種免許に係る 左欄に掲げ 通自動車第二種免許に係る 教習指導員審査で、これら る審査細目 教習指導員審査で、これら 目の区分に の免許に対応する第一種運 の区分に応 の免許に対応する第一種運 応じて、金 じて、金額 額の欄に定 転免許に係る教習指導員資 転免許に係る教習指導員資 の欄に定め める額から 格者証の交付を受けている 格者証の交付を受けている る額から<u>付</u> <u>同表</u>の右欄 者に対するもの(以下「大 者に対するもの(以下「大 型自動車第二種免許等に係 <u>表2</u>の右欄 型自動車第二種免許等に係 に定める額 に定める額 を減じた額 る教習指導員審査」という る教習指導員審査」という を減じた額 とする。 。) とする。 64 運転 準中型自動車免許に係る再 2,000円 道交法第 1 64 運転 準中型自動車免許に係る再 道交法第 1 [略 [略 1,900円 免許再 00条の2第 免許再 00条の2第 試験手 2項に規定 試験手 2項に規定 粉料 する進中型 数料 する進中型 自動車の運 自動車の運 転について 転について 必要な技能 必要な技能 について行 について行 う試験を公 う試験を試 安委員会が 験車を使用 提供する自 して受ける 動車を使用 場合にあっ して受ける ては、<u>4,4</u> 場合にあっ <u>00円</u>とする ては、<u>4,6</u> <u>50円</u>とする 普通自動車免許に係る再試 1,950円 道交法第 1 普通自動車免許に係る再試 同 1,750円 道交法第 1 00条の2第 00条の2第 2項に規定 2項に規定 する普通自 する普通自 動車の運転 動車の運転 について必 について必 要な技能に 要な技能に ついて行う ついて行う 試験を公安 試験を<u>試験</u> 委員会が提 車を使用し て受ける場 供する自動 <u>車</u>を使用し 合にあって て受ける場 は、2,550 合にあって 円とする。 は、2,850 円とする。

平成 30 年 3 月 27 日 (火曜日) 号外 第 8 号

宮 崎 県 公 報

	大型自動二輪車免許又は普	同	1,750円	道交法第 1		大型自動二輪車免許又は普	同	1,650円	道交法第二
	通自動二輪車免許に係る再			00条の2第		通自動二輪車免許に係る再			00条の2第
	試験			2項に規定		試験			2項に規定
				する大型自					する大型自
				動二輪車又					動二輪車又
				が一端半へは普通自動					は普通自動
				二輪車の運					二輪車の運
				転について					転について
				必要な技能					必要な技能
				について行					について行
				う試験を <u>公</u>					う試験を <u>試</u>
				安委員会が					<u>験車</u> を使用
				提供する自					して受ける
				<u>動車</u> を使用					場合にあっ
				して受ける					ては、 <u>3,1</u>
				場合にあっ					<u>00円</u> とする
				ては、 <u>3,3</u>					۰
				<u>00円</u> とする					
				0					
	原動機付自転車免許に係る	同	1,050円			原動機付自転車免許に係る	同	1,000円	
	再試験					再試験			
65 運転	[昭4]				65 運転	[略]	-		
免許証	免許証の更新(道交法第 1	同	2,500円		免許証	免許証の更新(道交法第 1	同	2,550円	
	01条の2の2第1項の規定				更新手	01条の2の2第1項の規定			
更新手					数料	により免許証の更新の申請			
更新手数料								1	l
更新手 数料	により免許証の更新の申請					をする場合に限る。)			
数料	により免許証の更新の申請 をする場合に限る。)					をする場合に限る。)			
数料 65の2	により免許証の更新の申請 をする場合に限る。) [略]	1件に	1 350円			をする場合に限る。)			
数料 65の2 <u>66 特定</u>	により免許証の更新の申請 をする場合に限る。)	<u>1件に</u> つき	1, 350円						
数料 65の 2 <u>66 特定</u> 任意講	により免許証の更新の申請をする場合に限る。) [略] <u>般講習</u>	<u>つき</u>							
数料 65の 2 66 特定 任意講 習手数	により免許証の更新の申請をする場合に限る。)[略]一般講習チャレンジ講習	<u>つき</u> 同	<u>2,650円</u>						
数料 65の 2 <u>66 特定</u> 任意講	により免許証の更新の申請 をする場合に限る。) [略] <u>一般講習</u> <u>チャレンジ講習</u> <u>特定任意高齢者講習(簡易</u>	<u>つき</u> 同 1人1							
数料 65の 2 66 特定 任意講 習手数	により免許証の更新の申請をする場合に限る。)[略]一般講習チャレンジ講習	つき 同 1人1 時間に	<u>2,650円</u>						
数料 65の2 66 特定 任意識 習手数 料	により免許証の更新の申請 をする場合に限る。) [略] <u>一般講習</u> <u>チャレンジ講習</u> <u>特定任意高齢者講習(簡易</u>	つき 同 1人1 時間に つき	<u>2,650円</u> <u>1,500円</u>		65Ø 2		Fab.	1.100	
数料 65の2 66 特定 任意議 習手数 料	により免許証の更新の申請 をする場合に限る。) [略] <u>一般講習</u> <u>チャレンジ講習</u> <u>特定任意高齢者講習(簡易</u>	<u>つき</u> 同 1人1 時間に つき	<u>2,650円</u>		65の2 66 運転		[MS	1,100円	
数料 65の2 66 特定 任意識 習手数 料 66の2 運転経	により免許証の更新の申請 をする場合に限る。) [略] <u>一般講習</u> <u>チャレンジ講習</u> <u>特定任意高齢者講習(簡易</u>	つき 同 1人1 時間に つき	<u>2,650円</u> <u>1,500円</u>		65の2 66 運転 経歴証		[勝名	1,100円	
数料 65の 2 66 特定 任意識 習手数 料 66の 2 運転経 歴証明	により免許証の更新の申請 をする場合に限る。) [略] <u>一般講習</u> <u>チャレンジ講習</u> <u>特定任意高齢者講習(簡易</u>	<u>つき</u> 同 1人1 時間に つき	<u>2,650円</u> <u>1,500円</u>		65の2 66 運転 経歴証 明書交			1,100円	
数料 65の2 66 特定 任意識 習手数 料 66の2 運転経 歴証明 書交付	により免許証の更新の申請 をする場合に限る。) [略] <u>一般講習</u> <u>チャレンジ講習</u> <u>特定任意高齢者講習(簡易</u>	<u>つき</u> 同 1人1 時間に つき	<u>2,650円</u> <u>1,500円</u>		65の 2 65の 2 66 運転 経歴証 明書交 付手数			1,100円	
数料 65の2 66 特定 任意識 習手数 料 66の2 運転経 歴証明 書交付 手数料	により免許証の更新の申請 をする場合に限る。) [略] <u>一般講習</u> <u>チャレンジ講習</u> <u>特定任意高齢者講習(簡易</u>	つき 同 1人1 時間に つき [略]	2,650円 1,500円 1,000円		65の2 65の2 経歴証 明書交 付手数 料]		
数料 65の2 66 特定 任意識 習手数 料 66の2 運転経 歴証明 書交料 66の3	により免許証の更新の申請 をする場合に限る。) [略] <u>一般講習</u> <u>チャレンジ講習</u> <u>特定任意高齢者講習(簡易</u>	<u>つき</u> 同 1人1 時間に つき	<u>2,650円</u> <u>1,500円</u>		65の2 65の2 経歴証 明書交 付手数 料 66の2		[略	1, 100円 1, 100円	
数料 65の2 66 特定 任意議 習手数 料 66の2 運転経明付 手数料 66の3 運転経	により免許証の更新の申請 をする場合に限る。) [略] <u>一般講習</u> <u>チャレンジ講習</u> <u>特定任意高齢者講習(簡易</u>	つき 同 1人1 時間に つき [略]	2,650円 1,500円 1,000円		65の2 65の2 経歴証 明書交 付手数 料 66の2 運転経]		
数料 65の2 66 特定 任意講 習手数 料 66の2 運転経 歴証明 き交り 手数料 66の3 運転経 歴証明	により免許証の更新の申請 をする場合に限る。) [略] <u>一般講習</u> <u>チャレンジ講習</u> <u>特定任意高齢者講習(簡易</u>	つき 同 1人1 時間に つき [略]	2,650円 1,500円 1,000円		65の2 66 運転 経歴証 明書交 付手数 料 66の2 運転経 歴証明		[略		
数料 65の2 66 特定 任意議 習手数 料 66の2 運転経明付 手数料 66の3 運転経	により免許証の更新の申請 をする場合に限る。) [略] <u>一般講習</u> <u>チャレンジ講習</u> <u>特定任意高齢者講習(簡易</u>	つき 同 1人1 時間に つき [略]	2,650円 1,500円 1,000円		65の2 65の2 経歴証 明書交 付手数 料 66の2 運転経		[略		
数料 65の2 66 特定 任意講 習手数 料 66の2 運転経 歴証明 き交り 手数料 66の3 運転経 歴証明	により免許証の更新の申請 をする場合に限る。) [略] <u>一般講習</u> <u>チャレンジ講習</u> <u>特定任意高齢者講習(簡易</u>	つき 同 1人1 時間に つき [略]	2,650円 1,500円 1,000円		65の2 66 運転 経歴証 明書交 付手数 料 66の2 運転経 歴証明		[略		
数料 65の2 66 特定 任意識 習料 66の2 運転経 歴証 明付 手数料 66の3 運転経明	により免許証の更新の申請 をする場合に限る。) [略] <u>一般講習</u> <u>チャレンジ講習</u> <u>特定任意高齢者講習(簡易</u>	つき 同 1人1 時間に つき [略]	2,650円 1,500円 1,000円		65の2 65の2 経歴証 明書交 付手数 料 66の2 運転経 歴証明		[略		
数料 65の2 66 特定 任意讃 型料 66の2 運転証明付 手数料 66の3 運転経明 では料 66の3 運転経明 では料 66の3	により免許証の更新の申請 をする場合に限る。) [略] <u>一般講習</u> <u>チャレンジ講習</u> <u>特定任意高齢者講習(簡易</u>	つき 同 1人1 時間に つき [略]	2,650円 1,500円 1,000円		65の2 65の2 運転 経歴証 明書交 料 66の2 運転経 歴証明 書再交 付手数		[略		
数料 65の2 66 特定 任意講 型手数 料 66の2 運転経明 書 5数 経歴 語交 数 歴 語 交 数 に 手数 を 手数 を 手数 を 手がります。 まる は できる は できる な できる な できる な お お さ い ま できる な な お さ い ま できる な な れ れ い か に か に か に か に か に か に か に か に か に か	 により免許証の更新の申請をする場合に限る。) 「略] 一般講習 キャレンジ講習 特定任意高齢者講習(簡易 	つき 同 1人1 時間に つき 「略]	2,650円 1,500円 1,000円		65の2 660 運転 経歴証 明書交 村手数 料 66の2 運転証明 書再交 村手数 料		日本	1,100円	
数料 65の2 66 特定 任意講 型 料 66の2 運転経 歴 証	 により免許証の更新の申請をする場合に限る。) 「略] 一般講習 キャレンジ講習 特定任意高齢者講習(簡易 	つき 同 1人1 時間に つき 「略]	2,650円 1,500円 1,000円		65の2 65の2 経歴証 明書手数 料 66の2 運転経 歴証明 青手数 村手数 村手数 料 67 国外] [明答]	1,100円	
数料 65の2 66 特定 任意識 料 66の2 歴証交数 を記し、 をこし、 をこし	 により免許証の更新の申請をする場合に限る。) 「略] 一般講習 キャレンジ講習 特定任意高齢者講習(簡易 	つき 同 1人1 時間に つき 「略]	2,650円 1,500円 1,000円		65の2 65の2 運転 経歴書交 料 66の2 運転証明 きの2 運転証明 を対 料 66の2 運転証明 を対 料 67 国外 運転免] [明答]	1,100円	
数料 65の2 66 特定 2	 により免許証の更新の申請をする場合に限る。) 「略] 一般講習 キャレンジ講習 特定任意高齢者講習(簡易 	つき 同 1人1 時間に つき 「略]	2,650円 1,500円 1,000円		66 運転 経歴書 数 料 66の2 運転証再 度を 付料 67 国外 運転記 要 67 国外 連転 許証交] [明答]	1,100円	
数料 65	 により免許証の更新の申請をする場合に限る。) 「略] 一般講習 キャレンジ講習 特定任意高齢者講習(簡易 	つき 同 1人1 時間に つき 「略]	2,650円 1,500円 1,000円		65の2 65の2 運転証明を整計 手手数 料 66の2 運転証明を支援を関います。 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を] [明答]	1,100円	
数科 65 の 2 66 特定	により免許証の更新の申請をする場合に限る。) [略] 一般講習 チャレンジ講習 特定任意高齢者講習(簡易)	つき 同 1人1 時間に つき 「略]	2,650円 1,500円 1,000円		65の2 66 軽転配交数 66の2 運転ご交数 66の2 運転正再数 67 運転証再手数 67 運転証券 67 運転ご手数 67 本記手 68 本記手 69 本記手 60 本記手 60 本記手 61 本記手 62 本記手 63 本記手 64 本記手 65 本記手 66 本記手 67 本記手 68 本記手 69 本記手 60 本記手 60 本記手 60 本記手 61 本記手 62 本記手 63 本記手 64 本記手 65 本記手 67 本記手 68	[略]] [明答]	1,100円	
数料 65 □ 2 66 45 定	により免許証の更新の申請をする場合に限る。) [略] 一般講習 ・ サャレンジ講習 ・ 特定任意高齢者講習 (簡易) 」	つき 同 1人1 時間に つき [略]	2,650円 1,500円 1,000円 1,000円		65の2 66 運転 経歴書 野野 66の2 運転証再 産転託再 付料 67 運転 対料 日本 67 運転 おり 対外 日本 日本 日本 <	[#8]		1,100円 2,350円	
数料 65 □ 2 66 45 定	により免許証の更新の申請をする場合に限る。) [略] 一般講習 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	つき 同 1人1 時間に つき [略]	2,650円 1,500円 1,000円 1,000円 2,400円		65の2 66 運転 経歴書 野野 66の2 運転証再 産転託再 付料 67 運転 対料 日本 67 運転 おり 対外 日本 日本 日本 <	[略] 道交法第 108条の2第1項 第3号に掲げる講習	」 「略	1, 100円 2, 350円 1, 950円	
数料 65 □ 2 66 45 定	により免許証の更新の申請をする場合に限る。) 「略] 一般講習 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	つき 同 1人1 時間に つき [略]	2,650円 1,500円 1,000円 1,000円		65の2 66 運転 経歴書 野野 66の2 運転証再 産転託再 付料 67 運転 対料 日本 67 運転 おり 対外 日本 日本 日本 <	[略] 道交法第 108条の 2 第 1 項		1,100円 2,350円	

		-FI >IC		-IX	1,50 00 1 0 7,1 2,7 2	() () E	7 371	7,, 0
自動車免許、中型自動車免					自動車免許、中型自動車免			
許又は準中型自動車免許に					許又は準中型自動車免許に			
係る講習(準中型自動車免					係る講習(準中型自動車免			
Fに係る講習にあっては、					許に係る講習にあっては、			
動車免許を受けてい					普通自動車免許を受けてい			
る者に対するものに限る。					る者に対するものに限る。			
に限る。)) に限る。)			
交法第 108条の2第1項	同	3,400円		-	道交法第 108条の 2 第 1 項	同	3,500円	
	li-j	0,400[1			第4号に掲げる講習(準中	IHJ	0,00011	
4号に掲げる講習(準中								
自動車免許に係る講習(型自動車免許に係る講習(
普通自動車免許を受けてい					普通自動車免許を受けてい			
る者に対するものを除く。					る者に対するものを除く。			
) に限る。)) に限る。)			
道交法第 108条の2第1項	同	2,450円			道交法第 108条の 2 第 1 項	同	2,800円	
第4号に掲げる講習(普通					第4号に掲げる講習(普通			
自動車免許に係る講習に限					自動車免許に係る講習に限			
る。)]	る。)			
道交法第 108条の2第1項	同	4,100円			道交法第 108条の 2 第 1 項	同	4, 150円	
第5号に掲げる講習(大型					第5号に掲げる講習(大型			
自動二輪車免許に係る講習					自動二輪車免許に係る講習			
に限る。)					に限る。)			
[略]		I	<u>I</u>	1	[略]		I	
道交法第 108条の 2 第 1 項	同	1,400円			道交法第 108条の 2 第 1 項	同	1,500円	
	l+i	1, 100 1				li-i	1,00011	
第6号に掲げる講習				-	第6号に掲げる講習			
[略]		4 000		-	[略]		4 4000	
道交法第 108条の 2 第 1 項	同	1,300円			道交法第 108条の 2 第 1 項	同	1,400円	
8号に掲げる講習	-			-	第8号に掲げる講習			
道交法第 108条の2第1項	同	650円			道交法第 108条の 2 第 1 項	同	750円	
第9号に掲げる講習					第9号に掲げる講習			
[略]			,		[略]	_		
道交法第 108条の 2 第 1 項	同	2,400円			道交法第 108条の 2 第 1 項	同	2,450円	
第10号に掲げる講習(原動					第10号に掲げる講習(原動			
機付自転車免許に係る講習					機付自転車免許に係る講習			
に限る。)					に限る。)			
[略]				1	[照各]			•
道交法第 108条の2第1項	[略]]	当該講習が]	道交法第 108条の 2 第 1 項	[略]]	当該講習:
第11号に掲げる講習(道交			道路交通法		第11号に掲げる講習(道交			道路交通
法第92条の2第1項の表の			施行令第43		法第92条の2第1項の表の			施行令_(
備考1の4に規定する違反			条第1項の		備考1の4に規定する違反			和35年政
運転者等に対する講習に限			規定に基づ		運転者等に対する講習に限			第 270号
5 ₀)			く国家公安		る。)			第43条第
wu /			委員会規則		20 /			
								項の規定
			で定める道					基づく国
			路交通法施					公安委員
			<u>行令</u> 第33条					規則で <u>定</u>
			の7第2項					<u>る同令</u> 第3
			1					条の7第
			の基準に該			1		項の基準
			の基準に該当しない者					
								該当しな
			当しない者					
			当しない者に対する講					者に対す
			当しない者 に対する講 習にあって は、800円					者に対す
			当しない者 に対する講 習にあって					該当しない 者に対する 講習にあっ ては、80 円とする。

平成 30 年 3 月 27 日 (火曜日) 号外 第 8 号 宮崎県公報

77% 00	7年3月27日(火曜日	1/ /	7/1	м, О	.,		卢	一一一		公	羊区			
	第12号に掲げる講習(小型								第12号に	掲げる誰	習(小型			
	特殊自動車免許以外の第一								特殊自動	車免許以	外の第一			
	種運転免許又は第二種運転								種運転免	許又は第	二種運転			
	免許を受けている者に対す								免許を受	けている	者に対す			
	る講習(道交法第97条の2								る講習(道交法第	197条の2			
	第1項第3号イ、第 101条								第1項第	53号イ、	第 101条			
	の4第2項又は第 101条の										5 101条の			
	7第4項の規定により認知										より認知			
	機能検査の結果に基づいて										. 基づいて			
) に限る			
	行うものを除く。)に限る									で除く。)に限る			
	。)	-	-						。)			<u> </u>		
	道交法第 108条の 2 第 1 項	同	:	<u>4,650円</u>	当該認知機						2第1項	同	5,100円	当該認知機
	第12号に掲げる講習(小型				能検査の結				第12号に	掲げる誰	習(小型			能検査の結
	特殊自動車免許以外の第一				果が認知症				特殊自動	車免許以	外の第一			果が認知症
	種運転免許又は第二種運転				のおそれが						二種運転			のおそれが
	免許を受けている者に対す				あることそ				免許を受	けている	者に対す			あることそ
	る講習(道交法第97条の2				の他の認知				る講習(道交法第	197条の2			の他の認知
	第1項第3号イ又は第 101				機能が低下				第1項第	3号イヌ	【は第 101			機能が低下
	条の4第2項の規定により				しているお				条の4第	32項の規	定により			しているお
	認知機能検査の結果に基づ				それがある				認知機能	検査の結	果に基づ			それがある
	いて行うものに限る。)に				ことを示す				いて行う	ものに随	(る。) に			ことを示す
	限る。)				ものとして				限る。)					ものとして
					道路交通法									道路交通法
					施行規則(施行規則(
					昭和35年総									昭和35年総
					理府令第60									理府令第60
					号)第39条									号)第39条
					で定める基									で定める基
					準に該当す									準に該当す
					るものにあ									るものにあ
					っては、 <u>7</u>									っては、7
					,550円とす									<u>,950円</u> とす
	W-5-1-00-00-0-0-0-0-1-15-			F 050FF	る。				NA-J- N. A.	: 100/2 @	027175		5 000EH	る。
	道交法第 108条の 2 第 1 項	同		5,650円							2第1項	同	5,800円	
	第12号に掲げる講習(小型										習(小型			
	特殊自動車免許以外の第一										外の第一			
	種運転免許又は第二種運転										二種運転			
	免許を受けている者に対す										者に対す			
	る講習(道交法第 101条の								る講習(道交法第	5 101条の			
	7第4項の規定により認知								7第4項	iの規定に	より認知			
	機能検査の結果に基づいて								機能検査	の結果に	基づいて			
	行うものに限る。)に限る								行うもの	に限る。) に限る			
	。)								。)					
	道交法第 108条の 2 第 1 項	同		<u>2,000円</u>					道交法第	108条の	2第1項	同	2,250円	
	第12号に掲げる講習(小型								第12号に	掲げる諱	習(小型			
	特殊自動車免許のみを受け								特殊自動	車免許の	みを受け			
	ている者に対する講習(道								ている者	に対する	講習(道			
	交法第97条の2第1項第3								交法第97	7条の2第	51項第3			
	号イ、第 101条の4第2項								号イ、第	5 101条の	4第2項			
	又は第 101条の7第4項の										第4項の			
	規定により認知機能検査の										能検査の			
	結果に基づいて行うものを										うものを			
	除く。)に限る。)								除く。)					
			-	2 NNNIII	当 表 初 左 n 挫	$\mid \cdot \mid$							2 25000	4. 表到 tri 4.
	道交法第 108条の2第1項	同	1	<u>2,000円</u>	当該認知機				坦父法弟	100余0	2第1項	同	2,250円	当該認知機

				<u> </u>	-IX		1/200 1 0 73 27 11	() () E		7,7 0
	第12号に掲げる講習(小型			能検査の結			第12号に掲げる講習(小型			能検査の結
	特殊自動車免許のみを受け			果が認知症			特殊自動車免許のみを受け			果が認知症
	ている者に対する講習(道			のおそれが			ている者に対する講習(道			のおそれが
	交法第97条の2第1項第3			あることそ			交法第97条の2第1項第3			あることそ
	号イ又は第 101条の4第2			の他の認知			号イ又は第 101条の4第2			の他の認知
	項の規定により認知機能検			機能が低下			項の規定により認知機能検			機能が低下
	査の結果に基づいて行うも			しているお			査の結果に基づいて行うも			しているお
	のに限る。)に限る。)			それがある			のに限る。)に限る。)			それがある
				ことを示す						ことを示す
				ものとして						ものとして
				道路交通法						道路交通法
				施行規則第						施行規則第
				39条で定め						39条で定め
				る基準に該						る基準に該
				当するもの						当するもの
				にあっては						にあっては
				、4,300円						、 <u>4,450円</u>
				とする。						とする。
	道交法第 108条の 2 第 1 項	同	2,400円		1		道交法第 108条の2第1項	同	2,350円	
	第12号に掲げる講習(小型						第12号に掲げる講習(小型			
	特殊自動車免許のみを受け						特殊自動車免許のみを受け			
	ている者に対する講習(道						ている者に対する講習(道			
	交法第 101条の7第4項の									
							交法第 101条の7第4項の			
	規定により認知機能検査の						規定により認知機能検査の			
	結果に基づいて行うものに						結果に基づいて行うものに			
	限る。)に限る。)				-		限る。)に限る。)			
	道交法第 108条の 2 第 1 項	同	13,200円	[略]			道交法第 108条の 2 第 1 項	同	12,500円	[略]
	第13号に掲げる講習						第13号に掲げる講習			
	道交法第 108条の2第1項	[略	<u>1,900円</u>				道交法第 108条の 2 第 1 項	[略	2,000円	
	第14号に掲げる講習]					第14号に掲げる講習]		
						<u>68の2</u>	一般講習	1件に	1,350円	
						特定任		<u>つき</u>		
						意講習	チャレンジ講習	回	<u>2,650円</u>	
						<u>手数料</u>	特定任意高齢者講習(簡易	1人1	1,800円	
							<u>)</u>	時間に		
								<u>つき</u>		
[略]	<u> </u>			l	1	[略]			l	
69の2		[略	13,000円			69の 2		[略	12,000円	
自動車]				自動車]		
運転代						運転代				
行業認						行業認				
定申請						定申請				
手数料		F mts	1 0005		-	手数料		[mtr	1 50055	
69の3		[略	1,900円			69の3 ウ手はま		[略	1,700円	
自動車]				自動車]		
運転代						運転代				
行業認						行業認				
定証再						定証再				
交付手						交付手				
数料						数料				
[略]						[略]				
	[略]					70 <u>自動</u>	[略]			
70 <u>自動</u>	FMD 3									
70 <u>自動</u> <u>車保管</u>	r™¤1					車保管				

明申請				明書交				
<u>手数料</u>				付申請				
				<u>手数料</u>				
				71 自動		1件に	2, 200₽	1
				車保管		<u>つき</u>		
				場所証				
				明通知				
				申請手				
				数料				
71 [略]				72 [略]				
				73 自動		1件に	<u>550</u> ₽	1
				車保管		<u>つき</u>		
				<u>場所証</u>				
				明通知				
				申請に				
				係る保				
				管場所				
				標章交 付手数				
				<u>竹手数</u> 料				
72 [略]				<u>74</u> [略]				
付表1(技能検定員					員審査手数料関係	玄)		
门发工 (这能决定员	[田豆] 妖行因((())	別表第2の金額] ' '	X 1 (IXHEIXX	其田丑] 奴仆因	'N')	5	別表第2の金額
審査細目	区分	の欄に定める額		審査細目	区			の欄に定める額
		から減ずる額			E			から減ずる額
1 技能検定員とし	[略]	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		1 技能検定員と	[略]			. 2194.2 0 104
て必要な自動車の	普通自動車免許に係る技能検定員	3,600円		て必要な自動車		係る技能検	定員	<u>3,550円</u>
運転技能	審査			運転技能	審査			
	特定第一種運転免許に係る技能検	1,300円			特定第一種運転免	許に係る技	能検	1,250円
	定員審査				定員審査			
	[略]	1			[冊各]		· ·	
[[略]				
3 道交法第 108条	大型自動車免許、中型自動車免許	2,450円		3 道交法第 108	大型自動車免許、	中型自動車	免許	2,500円
の28第4項に規定	又は準中型自動車免許に係る技能			の28第4項に規定	〒 又は準中型自動車	免許に係る	技能	
する教則の内容と	検定員審査			する教則の内容	検定員審査			
なっている事項	普通自動車免許に係る技能検定員	1,950円		なっている事項	普通自動車免許に	係る技能検	定員	2,000円
	審査				審査			
	特定第一種運転免許に係る技能検	1,950円			特定第一種運転免	許に係る技	能検	2,000円
	定員審査				定員審査			
4 自動車教習所に	大型自動車免許、中型自動車免許	2,450円		4 自動車教習所	大型自動車免許、	中型自動車	免許	2,500円
関する法令につい	又は準中型自動車免許に係る技能			関する法令につ	ソ 又は準中型自動車	免許に係る	技能	
ての知識	検定員審査			ての知識	検定員審査			
	普通自動車免許に係る技能検定員	1,950円			普通自動車免許に	係る技能検	定員	2,000円
	審査				審査			
	特定第一種運転免許に係る技能検	1,950円			特定第一種運転免	許に係る技	能検	2,000円
	定員審査				定員審査	. =		
5 技能検定の実施	大型自動車免許、中型自動車免許	2,000円		5 技能検定の実				2,350円
に関する知識	又は準中型自動車免許に係る技能			に関する知識	又は準中型自動車	免許に係る	技能	
	検定員審査				検定員審査	Me = 11.11.1		
	普通自動車免許に係る技能検定員	1,950円			普通自動車免許に	係る技能検	定員	1,900円
	審査				審査	=L	A 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	特定第一種運転免許に係る技能検	2,500円			特定第一種運転免	許に係る技	能検	<u>2, 650円</u>
0 5771 127	定員審査	4.55055		0 041 7	定員審査	上面点型土	17 =h-	
6 自動車の運転技	大型自動車免許、中型自動車免許	1,750円		6 自動車の運転	支 大型自動車免許、	中型目動車	. 鬼計	1,800円

宮崎県公報

能の評価方法に関	又は準中型自動車免許に係る技能	
する知識	検定員審査	
	普通自動車免許に係る技能検定員	2,100円
	審査	
	[略]	
Lm4J		

....

備考

- 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の61の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2.450円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については850円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1.050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3.100円を減ずるものとする。
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の61の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。

付表2(教習指導員審査手数料関係)

		別表第2の金額
審査細目	区 分	の欄に定める額
		から減ずる額
1 教習指導員とし	[略]	
て必要な自動車の	普通自動車免許に係る教習指導員	3,600円
運転技能	審査	
	特定第一種運転免許に係る教習指	1,300円
	導員審査	
	[略]	
2 技能教習に必要	大型自動車免許、中型自動車免許	1,350円
な教習の技能	又は準中型自動車免許に係る教習	
	指導員審査	
	普通自動車免許に係る教習指導員	1,250円
	審査	
	特定第一種運転免許に係る教習指	1,300円
	導員審査	
	[略]	
3 学科教習に必要	大型自動車免許、中型自動車免許	1,250円
な教習の技能	又は準中型自動車免許に係る教習	
	指導員審査	
	普通自動車免許に係る教習指導員	1,200円
	審査	
	特定第一種運転免許に係る教習指	1,100円
	導員審査	
4 道交法第 108条	大型自動車免許、中型自動車免許	1,550円
の28第4項に規定	又は準中型自動車免許に係る教習	
する教則の内容と	指導員審査	
なっている事項そ	[略]	
の他自動車の運転		

能の評価方法に関	又は準中型自動車免許に係る技能	
する知識	検定員審査	
	普通自動車免許に係る技能検定員	2,050円
	審査	
	[

[略]

- 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の61の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許に係る技能検定員審査については 2,350 円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については 900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については 1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については 2,900円を減ずるものとする。
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の61の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許に係る技能検定員審査については500円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

付表2(教習指導員審査手数料関係)

		別表第2の金額
審査細目	区 分	の欄に定める額
		から減ずる額
1 教習指導員とし	[略]	
て必要な自動車の	普通自動車免許に係る教習指導員	3,550円
運転技能	審査	
	特定第一種運転免許に係る教習指	1,250円
	導員審査	
	[略]	
2 技能教習に必要	大型自動車免許、中型自動車免許	1,400円
な教習の技能	又は準中型自動車免許に係る教習	
	指導員審査	
	普通自動車免許に係る教習指導員	1,300円
	審査	
	特定第一種運転免許に係る教習指	1,350円
	導員審査	
	[略]	
3 学科教習に必要	大型自動車免許、中型自動車免許	1,300円
な教習の技能	又は準中型自動車免許に係る教習	
	指導員審査	
	普通自動車免許に係る教習指導員	1,250円
	審査	
	特定第一種運転免許に係る教習指	1,250円
	導員審査	
4 道交法第 108条	大型自動車免許、中型自動車免許	1,600円
の28第4項に規定	又は準中型自動車免許に係る教習	
する教則の内容と	指導員審査	
なっている事項そ	[略]	
の他自動車の運転		

宮崎県公報

に関する知識	
自動車教習所に	9
関する法令につい	
ての知識	
教習指導員とし	9
て必要な教育につ	
いての知識	
	4
いての知識)P

備考

- 1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の63の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については 2.500 円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については 1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については 3.150円を減ずるものとする。
- 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の63の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については 250円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については 100円を減ずるものとする。

に関する知識		
5 自動車教習所に	大型自動車免許、中型自動車免許	1,600円
関する法令につい	又は準中型自動車免許に係る教習	
ての知識	指導員審査	
	[略]	
6 教習指導員とし	大型自動車免許、中型自動車免許	1,500円
て必要な教育につ	又は準中型自動車免許に係る教習	
いての知識	指導員審査	
	[略]	
	特定第一種運転免許に係る教習指	1,250円
	導員審査	

[略]

備考

- 1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の63の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許に係る教習指導員審査については2.400円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2.850円を減ずるものとする。
- 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、別表第2の63の項金額の欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許に係る教習指導員審査については 150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については 150円を減ずるものとする。

附則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 別表第2の61の項の備考の欄の改正規定、同表の63の項の備考の欄の改正規定及び同表の68の項の備考の欄の改正規定(「定める 道路交通法施行令」を「定める同令」に改める部分に限る。) 公布の日
- (2) 第3条第1項第70号の改正規定、同項第72号を同項第74号とする改正規定、同項第71号の改正規定、同号を同項第72号とし、同号の次に1号を加える改正規定及び同項第70号の次に1号を加える改正規定並びに別表第2の70の項の改正規定、同表の72の項を同表の74の項とする改正規定、同表の71の項を同表の72の項とし、同項の次に73の項を加える改正規定及び同表の70の項の次に71の項を加える改正規定 平成30年5月14日